

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

条 例	ページ
◎高知県環境不動産の建築の促進に関する条例	5
◎知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	6
◎職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	6
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	6
◎高知県条例の一部を改正する条例	6
◎高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例	7
◎高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	7
◎高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例	8
◎高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例	8
◎高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	8
◎高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	8
◎高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	9
◎高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例	9
◎高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例	10
◎高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	10
◎高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	10
◎高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	10
◎高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	11
◎高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	11

◎高知県認定こども園条例の一部を改正する条例	12
◎高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例	12
◎高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	13
◎高知県森林整備対策基金条例を廃止する条例	13

**公布された条例のあらまし**

◆高知県環境不動産の建築の促進に関する条例（高知県条例第1号）

- 1 条例制定の目的  
環境不動産の建築の促進に関する施策の基本方針を定めることにより、森林資源の利用及び再生産という循環を通じて、脱炭素社会の実現を目指すとともに、県の責務並びに市町村、事業者及び県民の役割を明らかにし、豊かな県民生活の実現及び本県経済の持続的かつ健全な発展に寄与するため必要な事項を定めることとした。
- 2 主要な内容
  - (1) 環境不動産の建築の促進に関し、県の責務並びに市町村、事業者及び県民の役割を明らかにすること。（第3条から第6条まで）
  - (2) 脱炭素社会の実現に向けた環境不動産の建築の促進の取組に関する施策の基本方針を定めること。（第7条）
  - (3) 県は、環境不動産の建築を促進するため、普及啓発及び情報の提供を行うこと。（第8条及び第9条）
  - (4) 県は、一定の要件を満たす建築物を環境不動産として認定することができることとする。（第10条）
  - (5) 環境不動産の認定を受けようとする者は、事前に建築物の新築等に係る計画書を提出して、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の容積率に関する特例の許可を受けることができること。（第11条）
  - (6) 県は、環境不動産として認定を受け、一定の要件を満たす建築物の取得に対する不動産取得税を課さないこととする。（第12条）
  - (7) この条例は、令和10年3月31日限り、その効力を失うこと。（附則第2項）
- 3 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◆知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第2号）

- 1 条例改正の目的  
本県の経済状況及び財政状況を考慮し、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額を令和5年度の1年間、時限的に減額することとした。
- 2 主要な内容  
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間（知事については、現任期中の令和5年12月6日までの間）において、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額について、次のとおり給料の減額を行うこと。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。

区分	知事等の条例の給料月額	減額後の給料月額 (括弧内は、減額率)
知事	1,220,000円	(10%) 1,098,000円
副知事	940,000円	(3%) 911,800円
常勤の人事委員会委員	610,000円	(2%) 597,800円

常勤の監査委員	610,000円	(2%)	597,800円
教育長	780,000円	(2%)	764,400円

- 3 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- ◆職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第3号）
- 1 条例改正の目的  
赴任及び帰住に伴い旅費を支給する職員として臨時的に任用される職員を加えるよう必要な改正をすることとした。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- ◆公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第4号）
- 1 条例改正の目的  
公共の利益の増進を目的とする事業を行っており、県がその事業に参画し、又は協力することが県の施策の推進に有益であると認められる法人である公益社団法人2025年日本国際博覧会協会に職員を派遣することができることとするよう必要な改正をすることとした。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- ◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第5号）
- 1 条例改正の目的  
水源のかん養をはじめ山地災害の防止、二酸化炭素の吸収、生態系の多様性の確保等県民のだれもが享受している森林の公益的機能の低下を予防し、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全に取り組むための財源を確保することを目的として設けた県民税の均等割の税率の特例について、その適用期限を5年延長する等必要な改正をすることとした。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- ◆高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第6号）
- 1 条例改正の目的  
不動産取得税の課税免除等の適用を受ける際の知事への届出の期限について、不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく登記の申請をした場合の取扱いに係る規定を追加することとした。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- ◆高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第7号）
- 1 条例改正の目的  
行政運営の効率化を図るため、業務において職員の個人番号カードの利用が可能となるよう必要な改正をすることとした。
  - 2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例（高知県条例第8号）

1 条例改正の目的

県として必要な医師の確保を促進するため、貸付金の借受者が医師免許取得後に介護休業をした期間及び災害、病気その他やむを得ない理由により貸付金の償還を猶予された期間については、貸付金の償還が必要となった際の利息を付さないこととする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◆高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例（高知県条例第9号）

1 条例改正の目的

博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正に伴い、関係条例について同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◆高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第10号）

1 条例改正の目的

所要経費の見直し等により、介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務手数料の額を引き下げることとした。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◆高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第11号）

1 条例改正の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、関係条例について同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第12号）

1 条例改正の目的

その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）が一部改正され、児童福祉施設の長等の懲戒に係る権限の濫用禁止を定める規定が削除されたことを考慮し、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）の引用規定の整理をするとともに、児童福祉施設等が児童等の移動のために自動車を運行する場合の所在確認等を義務付ける規定が追加されたことを考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行することとした。

◆高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例（高知県条例第13号）

1 条例改正の目的

本県のスポーツの推進に関する重要事項をより広い視点で調査審議するため、高知県スポーツ推進審議会を高知県スポーツ振興県民会議を統合し、名称を高知県スポーツ振興県民会議に改めるとともに、調査審議事項の追加、部会の設置等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◆高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第14号）

1 条例改正の目的

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業の実施に係る国の通知が一部改正されるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加して交付されることに伴い、基金の設置期間を1年間延長する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例（高知県条例第15号）

1 条例改正の目的

国が定める豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針が一部変更され、豚熱のワクチン接種を知事が登録する飼養衛生管理者に行わせることが可能となったことに伴い、飼養衛生管理者に対する豚熱のワクチンの交付に係る手数料を徴収することとした。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◆高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（高知県条例第16号）

1 条例改正の目的

県として必要な獣医師の確保を促進するため、修学資金の被貸与者が獣医師免許の取得後に育児休業又は介護休業をしている期間については、修学資金の返還を猶予することができることと、利息を付さないこととするよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◆高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第17号）

1 条例改正の目的

高知県立牧野植物園内の資源植物研究センターの改築に伴い設置するキッズラボ、ジョイントラボ実験室及びセミナー室の利用料金の基準額を新たに定めることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第18号）

1 条例改正の目的

配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居に関する国の通知が一部改正されたことを考慮し、県営住宅への入居のための公開抽選における優遇措置を講ずることができる

D V被害者の範囲を拡大することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第19号）

1 条例改正の目的

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正を考慮し、建築物の容積率を緩和することの認定、第一種低層住居専用地域等内及び高度地区内において建築物の高さの制限を緩和することの許可並びに一の敷地内にあるものとみなされる建築物の増築等に係る認定及び許可を行うこととし、これらの認定及び許可の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとした。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◆高知県認定こども園条例の一部を改正する条例（高知県条例第20号）

1 条例改正の目的

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府  
文部科学省令第1号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進厚生労働省  
に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び内閣府  
厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年7月文部科学省告示  
厚生労働省  
第2号）が一部改正され、幼保連携型認定こども園において看護師等を教育及び保育に直接従事する職員とみなすことができる特例が追加されること並びに連携型外認定こども園において子どもの通園等のために自動車を運行する場合における子どもの所在確認が義務付けられること等を考慮し、幼保連携型認定こども園の人員に関する基準及び連携型外認定こども園の認定の基準について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◆高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第21号）

1 条例改正の目的

道路交通法（昭和35年法律第105号）が一部改正され特定自動運行に係る許可制度が創設されること等に伴う道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第391号）の施行による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、特定自動運行の許可及び特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとした。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◆高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第22号）

1 条例改正の目的

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正及び道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第391号）の施行による道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正により遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備及び遠隔操作型小型車に対して表示する信号の意味に関する規定の整備がされたことに伴う道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第21号）の施行による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）の一部改正を考慮し、重点整備地区における信号機に関する基準に係る規定の整備をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◆高知県森林整備対策基金条例を廃止する条例（高知県条例第23号）

1 条例の廃止

その目的を達成した高知県森林整備対策基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

-----  
**条 例**  
 -----

高知県環境不動産の建築の促進に関する条例をここに公布する。  
 令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第1号**

**高知県環境不動産の建築の促進に関する条例**

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 施策の基本方針等（第7条－第9条）

第3章 環境不動産の認定等（第10条－第12条）

附則

製造過程において多量の二酸化炭素を排出する等の環境負荷が高い資材に代えて、森林が吸収した二酸化炭素を炭素として貯蔵する木材の建築物への利用を促進していくことは、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化並びに二酸化炭素の排出の抑制につながり、脱炭素社会の実現に貢献することとなる。

また、木材利用・森林整備を併せて促進し、経済・環境の好循環を創出することは、水源の涵養、国土の保全その他森林の有する多面的機能の発揮及び中山間をはじめとする地域経済の活性化、豊かな県民生活の実現等に資することに鑑み、事業者及び行政はもとより、県民一人一人がその役割を自覚した取組が必要である。

こうした状況を踏まえ、温暖多雨な自然環境を生かし、積極的に造林に取り組んできた全国有数の森林県である本県が率先して県産木材の利用の増大及び環境への負荷の低減を図ることができる高知県環境不動産の建築を促進するため、この条例を制定する。

**第1章 総則**

（目的）

**第1条** この条例は、環境不動産の建築の促進に関し、県の責務並びに市町村、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、環境不動産の建築の促進に関する施策の基本方針を定めることにより、森林資源の利用及び再生産という循環を通じて、脱炭素社会を実現し、もって豊かな県民生活の実現及び本県経済の持続的かつ健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）環境不動産 木材を使用した非住宅建築物又は4階建て以上の住宅であって、次に掲げる全ての要件に該当するものとしての高知県環境不動産をいう。
  - ア 一定以上の木材を使用し、知事が定める基準を満たすもの
  - イ 一定以上の環境性能を有し、知事が定める基準を満たすもの
- （2）建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- （3）非住宅建築物 住宅以外の用に供する建築物をいう。
- （4）住宅 人の居住の用に供する建築物又は建築物の部分（人の居住の用以外の用に供する建築物との共用に供する部分を含む。）をいう。
- （5）新築等 新たに建築物を建築すること又は建築物の全部を除却して当該建築物を

建て替えることをいう。

（県の責務）

**第3条** 県は、第7条に定める基本方針にのっとり、環境不動産の建築の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

（市町村の役割）

**第4条** 市町村は、その区域の実情に応じた環境不動産の建築の促進に向けて、自ら進んで木材の利用促進に努めるとともに、県が実施する施策に関する普及啓発等に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

**第5条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自ら進んで木材の利用促進に取り組むよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

**第6条** 県民は、脱炭素社会の実現について理解を深め、自ら進んで木材の利用促進に取り組むよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

**第2章 施策の基本方針等**

（施策の基本方針）

**第7条** 県は、次に掲げる基本方針に基づき、環境不動産の建築の促進の取組に関する施策を推進するものとする。

- （1）森林資源の利用及び再生産という循環が安定的かつ持続的に行われることにより、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られるよう行うこと。
  - （2）二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減が図られるよう行うこと。
  - （3）森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を通じて、本県の経済の活性化が図られるよう行うこと。
- （普及啓発）

**第8条** 県は、環境不動産の建築の促進について、事業者及び県民の理解を深めるため、普及啓発を行うものとする。

（情報の提供）

**第9条** 県は、市町村、事業者及び県民に対し、環境不動産に関する必要な情報を提供するものとする。

**第3章 環境不動産の認定等**

（環境不動産の認定等）

**第10条** 知事は、建築物の新築等をした者の申請に基づき、当該建築物を環境不動産として認定することができる。

2 前項の認定及び当該認定の取消しに関し必要な事項は、知事が別に定める。

（容積率の緩和）

**第11条** 前条第1項の規定に基づき環境不動産の認定を受けようとする者は、別に定めるところにより、建築物の新築等に係る計画書を提出して、建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可を受けることができる。

（不動産取得税の課税免除）

**第12条** 第10条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物のうち、知事が定める要件を満たした環境不動産については、当該環境不動産の取得に対して課する不動産取得税を免除する。

2 前項の規定により不動産取得税の課税免除を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。



知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第2号**

**知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例**

知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第27項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日（知事にあつては、令和5年12月6日）」に改める。

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第3号**

**職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例**

職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、必要な」を「必要な」に改める。

第2条第1項第4号中「採用された」を「採用され、若しくは臨時的に任用された」に、「その採用」を「その採用若しくは臨時的任用」に改め、同項第5号中「退職し」を「退職し（臨時的に任用された職員の任期の終了による退職を含む。次条第2項第2号及び第27条において同じ。）」に改め、同項第6号中「以下同じ」を「次号において同じ」に改め、同条第2項中「において「何々地」という場合には」を「における地域区分は」に、「をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうもの」を「とし、外国にあつてはこれに準ずる地域」に改める。

第3条第5項中「以下本条」を「次項」に、「取消」を「取消し」に、「すでに」を「既に」に改める。

第4条第1項中「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第3項中「すでに」を「既に」に、「第5条第1項若しくは第2項」を「次条第1項若しくは第2項」に改め、同条第4項中「以下」を「以下この条において」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項ただし書中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第5条第1項中「以下本条」を「以下この条」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第13条第3項中「県規則」を「規則」に改める。

第14条第1項、第15条及び第16条中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改め

る。

第20条第2項中「前項の規定による」を「同項の規定による」に改める。

第23条中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改める。

第24条第1項中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改め、同項第1号イ中「第3項において同じ。」に「を」を「同項において同じ。」に改める。

第26条中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改め、同条第1号ア中「以下「退職等の日」を「第35条第1号において「退職等の日」に改める。

第29条ただし書中「本章の」を「この章に」に、「本章に」を「この章に」に改める。

第30条、第31条、第32条第1項及び第35条中「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改める。

第38条第1項中「こえた」を「超えた」に、「こえることとなる」を「超えることとなる」に改める。

第40条の見出しを「（人事委員会規則への委任）」に改め、同条中「実施に関し」を「施行に関し」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に臨時的に任用される職員の赴任及び帰住に伴う旅費について適用し、同日前に臨時的に任用された職員の赴任及び帰住に伴う旅費については、なお従前の例による。



公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第4号**

**公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例**

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「県が基本財産その他これに準ずるものを拠出しているもの又は県が社員となっている」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

ア 県が社員となっているもの又は県が基本財産その他これに準ずるものを拠出しているもの

イ アに掲げるもののほか、公共の利益の増進を目的とする事業を行っているもので、県がその事業に参画し、又は協力することが県の施策の推進に有益であると認められるもの

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第5号****高知県税条例の一部を改正する条例**

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
付則第33条第1項中「令和4年度」を「令和9年度」に改め、同条第2項中「令和5年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号」を「又は法第52条第2項第3号」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- この条例による改正後の高知県税条例付則第33条第2項の規定は、令和4年4月1日以後に開始した事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第3条の規定（所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下「旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が同日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。
- 令和4年4月1日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、この条例による改正前の高知県税条例付則第33条第2項の規定は、なおその効力を有する。

高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第6号****高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例等の一部を改正する条例**

（高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

**第1条** 高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条中「申告をする際」を「申告をする際（同条第1項ただし書の規定に該当する場合にあっては、同条第4項に規定する期限までに）」に改める。

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

**第2条** 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「申告をする際」を「申告をする際（不動産の取得について同条第1項ただし書の規定に該当する場合にあっては、同条第4項に規定する期限までに）」に改め、同条第2項中「期限後」を「期限後（同条第1項ただし書の規定に該当する場合

にあっては、同条第4項に規定する期限後）」に改める。

（高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正）

**第3条** 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例（平成27年高知県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「申告をする際」を「申告をする際（不動産の取得について同条第1項ただし書の規定に該当する場合にあっては、同条第4項に規定する期限までに）」に改め、同条第2項中「申告をする際」を「申告をする際（同条第1項ただし書の規定に該当する場合にあっては、同条第4項に規定する期限までに）」に改め、同条第3項中「期限後」を「期限後（同条第1項ただし書の規定に該当する場合にあっては、同条第4項に規定する期限後）」に改める。

（高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

**第4条** 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例（令和3年高知県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「申告をする際」を「申告をする際（不動産の取得について同条第1項ただし書の規定に該当する場合にあっては、同条第4項に規定する期限までに）」に改め、同条第2項中「期限後」を「期限後（同条第1項ただし書の規定に該当する場合にあっては、同条第4項に規定する期限後）」に改める。

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第7号****高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例**

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年高知県条例第69号）の一部を次のように改正する。

題名中「提供」を「提供並びに個人番号カードの利用」に改める。

第1条中「提供」を「提供並びに法第18条の規定に基づく個人番号カードの利用」に改める。

第2条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3）個人番号カード 法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。

第3条中「提供」を「提供並びに個人番号カードの利用の促進及び活用」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（個人番号カードの利用）

**第6条** 法第18条の規定に基づく個人番号カードの利用に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第18条第2項第2号の条例で定める事務は、県の機関の職員の本人確認の事務であって規則で

定めるものとする。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
(高知県住民基本台帳法施行条例の一部改正)
- 2 高知県住民基本台帳法施行条例(平成14年高知県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条及び別表第2教育委員会の項中「高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例」を「高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例」に改める。

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第8号**

**高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例**

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(平成19年高知県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項ただし書中「次条第3項」を「次条第3項又は第5項」に、「期間」を「期間(同項の規定に基づくものにあつては、災害、病気その他やむを得ない理由があると認められる期間に限る。)」に改める。

第9条第1項ただし書中「修了した後、前条第3項ただし書の規定により利息を付さない期間を除き、」に改め、同条第3項中「育児休業を」を「育児休業をしたとき又は同法第11条第1項の規定に基づき介護休業を」に、「これに準ずる」を「これらに準ずる」に、「育児休業として」を「育児休業又は介護休業として」に改め、同条第5項中「知事は、」を「知事は、災害、病気その他やむを得ない理由があると認められるときその他」に改める。

第10条第3項中「知事が」を「災害、病気その他知事が」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において現に貸付金を償還している者については、適用しない。
- 3 新条例第8条第3項ただし書の規定は、施行日以後における新条例第9条第3項又は第5項の規定に基づく貸付金の償還の猶予の期間について適用し、施行日前におけるこの条例による改正前の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例(次項において「旧条例」という。)第9条第5項の規定に基づく貸付金の償還の猶予の期間については、適用しない。
- 4 新条例第9条第1項ただし書の規定は、施行日以後における新条例第8条第3項ただし書の規定により利息を付さない期間について適用し、施行日前における旧条例第8条

第3項ただし書の規定により利息を付さない期間については、適用しない。

- 5 新条例第9条第3項の規定は、施行日以後の介護休業の期間(同項に規定する介護休業の期間をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前の介護休業の期間については、適用しない。

高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第9号**

**高知県旅館業法施行条例及び高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例**

(高知県旅館業法施行条例の一部改正)

**第1条** 高知県旅館業法施行条例(平成5年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第29条」を「第5章」に改める。  
(高知県暴力団排除条例の一部改正)

**第2条** 高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第7号中「第29条」を「第5章」に改める。

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第10号**

**高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例**

高知県介護保険法関係手数料徴収条例(平成18年高知県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1,800円」を「1,400円」に改める。

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第11号**

**高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**



（高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第1条** 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条第19項」を「第5条第20項」に、「同条第18項」を「同条第19項」に改める。

（高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第2条** 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改め、同条第7号中「第5条第28項」を「第5条第29項」に改める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第12号

##### 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

**第1条** 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号。次項において「令和3年改正省令」という。）第11条」を「民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号。以下この条において「令和4年改正省令」という。）第4条」に改め、同条第2項中「令和3年改正省令第12条」を「令和4年改正省令第5条」に改め、同条第3項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第86号）」を「令和4年改正省令第2条の規定」に改める。

**第2条** 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）」に、「第4条」を「第2条」に改め、同条第2項中「第5条」を「第3条」に改め、同条第3項中「第2条」を「第1条」に改める。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第13号

##### 高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

高知県スポーツ推進審議会条例（昭和37年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

##### 高知県スポーツ振興県民会議条例

第1条中「に規定する」を「の規定に基づき、同条に規定する審議会その他の」に、「高知県スポーツ推進審議会（以下「審議会」）」を「高知県スポーツ振興県民会議（以下「県民会議」）」に、「同条の規定により審議会」を「県民会議」に改める。

第2条中「審議会」を「県民会議」に改め、同条第1号中「及び変更」を「、変更、検証及び評価」に改める。

第3条第1項中「審議会」を「県民会議」に、「15人以内」を「25人以内」に改め、同条第2項中「審議会」を「県民会議」に改める。

第4条中「審議会」を「県民会議」に改め、同条に次の1号を加える。

（4）前3号に掲げる者のほか、知事が必要であると認める者

第5条第1項並びに第6条第1項及び第2項中「審議会」を「県民会議」に改める。

第7条第1項中「審議会の会議（以下この条）」を「県民会議の会議（以下この条及び次条）」に改める。

第8条中「審議会」を「県民会議」に改め、同条を第11条とし、第7条の次に次の3条を加える。

（委員以外の者の出席等）

**第8条** 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

（部会）

**第9条** 県民会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。

（庶務）

**第10条** 県民会議の庶務は、高知県文化生活スポーツ部において処理する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高知県スポーツ推進審議会条例第1条の高知県スポーツ推進審議会（以下この項において「従前の高知県スポーツ推進審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に

においてこの条例による改正後の高知県スポーツ振興県民会議条例（以下「新条例」という。）第4条の規定により高知県スポーツ振興県民会議（以下「県民会議」という。）の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる県民会議の委員の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、施行日における従前の高知県スポーツ推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 施行日以後最初に新条例第4条の規定により任命される県民会議の委員の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、令和5年8月15日までとする。



高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第14号**

**高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例**

高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例（令和3年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和2年度に」を「令和2年度から令和4年度までの年度ごとに」に、「と令和3年度に交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）とを」を「をそれぞれの年度分に」に改める。

附則第2項中「令和9年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。



高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第15号**

**高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例**

高知県家畜保健衛生所条例（昭和25年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「獣医師」を「獣医師（知事が特に認めた者に限る。）又は同法第12条の3の2に規定する飼養衛生管理者」に改める。

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第16号**

**高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例**

高知県獣医師修学資金貸与条例（平成4年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次条第2項の規定に基づき修学資金の返還を猶予した期間については、利息を付さないものとする。

第8条に次の1項を加える。

2 知事は、前項第3号から第5号（獣医師の免許を取得した後に限る。）までのいずれかに該当して修学資金の返還の猶予を受けている被貸与者が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定に基づく育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条第1項の規定に基づく育児休業を含む。）をしたときは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第61条第6項において読み替えて準用する同条第3項から第5項までの規定に基づく介護休業（同法第11条第1項の規定に基づく介護休業を含む。）をしたときは、当該期間（これらの規定の適用を受けない者にあつては、これらに準ずる期間とする。）について、修学資金の返還を猶予することができる。

第9条第1項各号及び第2項中「前条第4号」を「前条第1項第4号」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高知県獣医師修学資金貸与条例第8条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の育児休業又は介護休業の期間（同項に規定する育児休業又は介護休業の期間をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前の育児休業又は介護休業の期間については、適用しない。



高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第17号**

**高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例（昭和33年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2の表中

「

展示館階段広場	1,810円	2,190円
---------	--------	--------

」

を

「

展示館階段広場	1,810円	2,190円
キッズラボ	570円	710円

」

ジョイントラボ実験室	690円	860円
セミナー室	440円	550円

」に改め、同表備考3中「含むものとする」を「含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に持込み品等を保管するだけのために利用するその間の午後5時から翌日の午前9時までの時間は、含まないものとする」に改める。

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第18号**

**高知県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第7号ア中「規定による一時保護又は」を「一時保護、」に、「規定による保護」を「女性自立支援施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護」に改め、同号に次のように加える。

ウ 国の通知に基づき、女性相談支援センター又は配偶者暴力相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行がされている者

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条第3項第7号の規定の適用については、同号ア中「女性自立支援施設」とあるのは「婦人保護施設」と、同号ウ中「女性相談支援センター」とあるのは「婦人相談所」とする。

高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第19号**

**高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例**

高知県建築基準法施行条例（昭和63年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第29条の表中63の項を66の項とし、62の項を65の項とし、61の項を64の項とし、60の項を63の項とし、59の項を62の項とし、58の項を61の項とし、57の項を60の項とし、56の項を59の項とし、同表55の項中「基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物」を

「基づく一団地内建築物等又は一敷地内認定建築物等若しくは一敷地内許可建築物等」に、「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物に係る認定又は許可の取消し申請手数料」を「一団地内建築物等又は一敷地内認定建築物等若しくは一敷地内許可建築物等に係る認定又は許可の取消し申請手数料」に改め、同項を同表58の項とし、同表54の項中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に、「建築物（一敷地内許可建築物を除く。）」を「新築又は増築等に係る建築物」に、「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可申請手数料」に改め、同項を同表57の項とし、同表53の項中「建築物に」を「建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をしようとする場合における新築又は増築等に係る建築物に」に、「建築物（一敷地内認定建築物を除く。）」を「新築又は増築等に係る建築物」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の場合の新築又は増築等に係る建築物の特例許可申請手数料」に改め、同項を同表56の項とし、同表52の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「建築物（一敷地内認定建築物を除く。）」を「新築又は増築等に係る建築物」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料」に改め、同項を同表55の項とし、同表51の項中「一団地内」を「一団地内の既存建築物以外」に、「建築物（既存建築物を除く。）」を「既存建築物以外の建築物」に改め、同項を同表54の項とし、同表50の項を同表53の項とし、同表49の項中「一団地内」を「一団地内の既存建築物以外」に、「建築物（既存建築物を除く。）」を「既存建築物以外の建築物」に改め、同項を同表52の項とし、同表中48の項を51の項とし、47の項を50の項とし、46の項を49の項とし、45の項を48の項とし、44の項を47の項とし、43の項を46の項とし、42の項を45の項とし、41の項を44の項とし、40の項を43の項とし、39の項を42の項とし、38の項を41の項とし、37の項を40の項とし、36の項を39の項とし、35の項を38の項とし、34の項を37の項とし、33の項を36の項とし、32の項を35の項とし、31の項を34の項とし、30の項を33の項とし、29の項を32の項とし、28の項を31の項とし、27の項を30の項とし、26の項を29の項とし、25の項を28の項とし、24の項を27の項とし、23の項を26の項とし、22の項を25の項とし、21の項を24の項とし、同項の前に次のように加える。

23 法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円
--	---------------------------	------

第29条の表中20の項を22の項とし、19の項を21の項とし、18の項を20の項とし、17の項を19の項とし、16の項を18の項とし、同表15の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に、「建築物の高さの許可申請手数料」を「第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの許可申請手数料」に改め、同項を同表17の項とし、同項の前に次のように加える。

16 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円
--	-----------------------------------	------

第29条の表14の項中「建築物の高さの特例認定申請手数料」を「第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの特例認定申請手数料」に改め、同項を同表15の項とし、同表中13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、9の項の次に次のように加える。

10 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
--	-------------------	---------

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

高知県認定子ども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第20号

##### 高知県認定子ども園条例の一部を改正する条例

高知県認定子ども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。  
第6条第1号中「附則第2項、第4項及び第8項から第11項まで」を「附則第2項、第4項及び第8項から第13項まで」に改め、同条第4号中「附則第2項から第11項まで」を「附則第2項から第13項まで」に改める。

第16条中「別表の7の(9)及び(10)」を「別表の7の(11)及び(12)」に改める。  
附則第11項中「前2項」を「附則第9項から前項まで」に、「又は知事」を「、知事」に、「認める者をもって」を「認める者又は看護師等をもって」に、「並びに知事」を「、知事」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同項を附則第13項とし、附則第10項の次に次の2項を加える。

11 第10条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定子ども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳に満たない園児の数が4人に満たない幼保連携型認定子ども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同備考に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

別表の7中

- 「(8) 自己評価、外部評価等により子どもの視点に立った連携型外認定子ども園としての評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。
- (9) その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が連携型外認定子ども園である旨の表示をしなければならないこと。
- (10) 連携型外認定子ども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(10)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。」

を

- 「(8) 連携型外認定子ども園においては、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。
- (9) 連携型外認定子ども園においては、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて(8)に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。
- (10) 自己評価、外部評価等により子どもの視点に立った連携型外認定子ども園としての評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。
- (11) その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が連携型外認定子ども園である旨の表示をしなければならないこと。
- (12) 連携型外認定子ども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(12)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。」

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 連携型外認定子ども園において、この条例による改正後の高知県認定子ども園条例別表の7の(9)に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同表の7の(9)に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同表の7の(8)に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該連携型外認定子ども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第21号

##### 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(特定自動運行の許可等に係る手数料)

第13条の2 県は、法に係る次の表の左欄に掲げる事務について、それぞれ同表の右欄に

掲げる額の手数料を徴収する。

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	特定自動運行許可手数料	79,200円
2 法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	特定自動運行計画変更許可手数料	78,500円

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第22号

**高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例（平成24年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第52条第2号中「歩行者又は」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



高知県森林整備対策基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第23号

**高知県森林整備対策基金条例を廃止する条例**

高知県森林整備対策基金条例（平成5年高知県条例第5号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。